

こころとからだの健康相談実施要領

1 趣旨

本事業は、心身の健康に関する個別相談に応じ、必要な指導助言を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 相談者

相談者は、岡山県教育委員会事務局、教育機関、岡山県内の公立学校（岡山市を除く小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に勤務する県費負担の教職員（以下「教職員」という。）、当該教職員の家族及び所属長等の管理職とする。

3 相談事項

相談事項は、相談者が抱える心身の健康に関する事項全般とする。ただし、保健指導の域を超えた人事やハラスメント等の相談が中心となる場合は別窓口を紹介とする。

〈相談例〉

教職員本人

- ・生活習慣の改善等健康づくりに関すること
- ・症状や健診結果等から気になること
- ・不調に伴う相談先（相談窓口、医療機関等）に関すること
- ・疾病による休職からの職場復帰に関すること

家族

- ・教職員本人の心身の不調に関すること

所属長等の管理職

- ・職場における健康づくりに関すること
- ・不調の見える職員への対応に関すること
- ・疾病による休職者の復職支援に関すること
- ・復職後の職員への対応に関すること

4 相談員

相談員は、岡山県教育庁福利課保健師とする。

5 相談方法

相談方法は、次の(1)～(4)に定める方法とする。

(1) 面接相談

(ア) 面接実施時間

9：00～12：00及び13：00～16：00

（土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

(イ) 面接時間

1回につき1時間程度

(ウ) 利用方法

相談者が電話により相談日時を予約するものとする。

(エ) 予約電話番号 ヤサシク

086-235-8349

(オ) 予約受付時間

9：00～12：00及び13：00～16：00

(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

(カ) 相談場所

健康相談室（岡山市北区内山下二丁目3番10号アマノビル2階202号室）

又は相談者の所属等。相談場所は、予約の際、相談員と相談者が相談の上決定する。

(2) 電話相談

下記の時間帯で対応するが、保健師不在時は対応できないことがあるため、その際は原則相談者からかけなおしとする。

(ア) 実施時間

1回につき30分程度

9：00～12：00及び13：00～16：00

(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

(イ) 相談電話番号 ヤサシク

086-235-8349

(3) 電子メール相談

利用方法

kyoiku-hokensi@pref.okayama.jp へメールで相談内容等を送信する。

【必須】

- ・ 標題「メール相談」

【任意】（可能な範囲で）

- ・ 所属（市町村名と学校種別でも可）
- ・ 氏名
- ・ 相談対象者との関係

(4) オンライン相談

(ア) 面接実施時間

9：00～12：00及び13：00～16：00

(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

(イ) 面接時間

1回につき1時間程度

(ウ) 利用方法

kyoiku-hokensi@pref.okayama.jp へメールで希望日時等を送信し予約する。

【必須】

- ・ 標題「オンライン相談」
- ・ 希望日時（第2希望まで）

【任意】（可能な範囲）

- ・ 所属（市町村名と学校種別でも可）
- ・ 氏名
- ・ 相談対象者との関係

(エ) 予約後の流れ

保健師から相談者へオンライン（Zoom）相談用のURLを送付。指定した日時に相談者がURLにアクセスし、相談を実施。

(オ) 必要な準備品

ビデオ通話（Zoom）が可能で、安定的な通信ができる機器（カメラ付き PC、スマートフォン又はタブレット）。

(カ) 注意事項

- ・相談の録音や録画・撮影は禁止します。
- ・相談開始時間から 15 分経過しても入室されない場合はキャンセルとなります。

6 プライバシーの保護

- ・相談員は、相談者のプライバシーに十分に配慮することとする。
- ・休職者及び復職者については専門医等が適切に支援するため、相談者同意の上、岡山県健康診断審査委員会メンタルヘルス部会に状況を報告する場合がある。

7 サービスの取扱い

相談に係る、県教育委員会所管の所属におけるサービスの取扱いは、次のとおりとする。なお、市町村教育委員会所管の所属におけるサービスの取扱いは、市町村教育委員会の定めるところによるものとする。

- (1) 教職員が、本人又は家族について相談する場合は、職務専念義務を免除する。
- (2) 管理職が、所属教職員について相談する場合は、公務とする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、相談の実施について必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 19 年 1 月 4 日から施行する。

附則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。